

政令第三百六十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四百十九条（見出しを含む。）中「第六章」を「第六章及び第十一章」に改め、同条の表第八十八条の項中「第八十八条」の下に「及び第三百三十二条の八十六第一項第二号」を加え、同表に次のように加える。

第三百三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事故（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、当該事故
		当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事態（自衛隊の使用する無人航空機と自

<p>第三百三十二条の九十一</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより</p>	<p>衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより</p>
--------------------	-------------------------	--

第二百五十条第一項中「及び第九十二条」を「、第九十二条」に改め、「限る。」の下に「、第三百三十二条の九十及び第三百三十二条の九十一」を加える。

附 則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。